

「野球科学研究 (Journal of Baseball Science)」投稿規程

1. 投稿内容：「野球科学研究」(仮称)(以下「本誌」という)では、野球競技の普及・発展に寄与するために、野球競技に直接関連した「研究論文」及び「記事」を受け付ける。ここで、「研究論文」とは自然科学・人文社会科学等の学術的方法論に準拠した論文で、第3項の研究論文の種別に対応するものとする。「記事」は、必ずしも現存の学術的方法論に準拠する必要はなく、第4項の記事の種別に対応するものとする。研究論文、記事のいずれも野球競技に関連のないもの、あるいは直接普及・発展に寄与しないものは審査の対象外とする。
2. 投稿資格：本誌への投稿は、日本野球科学研究会(以下「本研究会」という)の会員・非会員を問わず投稿できる。また、「日本野球科学研究」編集委員会(以下「本委員会」という)が必要と認めた場合は、会員・非会員を問わず、研究論文または記事の投稿を依頼することができる。
3. 研究論文の種別：自然科学・人文社会科学等の学術的方法論に準拠した論文で、その内容は以下の通りである(表1参照)。
 - (1) 総説：野球に関するこれまでの研究成果や知見について、特定の視点・視座から体系的に整理し、まとめた論文。
 - (2) 原著論文：従来研究では明らかにされていない新しい事実について、高い普遍性と信頼性を持って実証し、まとめた論文。
 - (3) 実践研究：実践現場からの事例を基に、従来研究では明らかにされていない新しい事象について、普遍性と論証性を持って分析・考察し、野球競技に有意義な知見をまとめた論文。
 - (4) 事例研究：実践現場からの事例を基に、従来研究では明らかにされていない新しい事象について、野球競技に有意義な知見を記述した論文で、事例の積み重ねによって、発展が期待できる論文。実践研究との違いは、特に事例の数に起因する普遍性を必ずしも確保しなくても良いという点にある。
 - (5) 研究資料：従来の知見に対する追加検証、反証、例外事項などをまとめた論文。
 - (6) 問題提起：従来の野球研究を鑑み、その問題点や新たに組み入れる必要のある視点・視座、あるいは仮説を、論理的にまとめた論文。
4. 記事の種別：投稿できる記事の種別およびその内容は以下の通りである(表1参照)。
 - (7) 実践レポート：実践現場からの事例を基に、従来研究で明白になっていないにかかわらず、選手やチームの変化の様子を詳細に記述したもので、野球競技に有意義な知見をまとめた記事。
 - (8) コーチング・ノート：投稿者自身の野球経験を基に、従来明らかにされていない理論を仮説として提唱する、あるいはコーチング法やチーム・マネジメント

ト、もしくは野球界への提言などを理路整然とまとめたもの。投稿者自身の理論を仮説として提唱する場合と、第3項(6)の問題提起で仮説として投稿する場合との違いは、問題提起では従来研究を基にして論理的に説明する必要があるのに対して、本種別(コーチング・ノート)では必ずしもその必要性はなく、投稿者自身の経験を重視した仮説の提起ができる点にある。

- (9) 読者からの質問: 本誌に既に掲載された研究論文・記事に対する質疑や意見など、会員の自由な意見交換を主とした記事。投稿記事は編集委員会で審査し、質疑や意見が向けられた著者の回答と共にその内容を掲載する。質問者と回答者は実名とする。

表1. 研究論文・記事の種別特性

	学術性	新規性	普遍性	信頼性
(1) 総説	○	○	○	○※
(2) 原著	○	○	○	○
(3) 実践研究	○	○	○	—
(4) 事例研究	○	○	—	—
(5) 研究資料	○	—	—	—
(6) 問題提起	○	—	—	—
(7) 実践レポート	—	—	—	—
(8) コーチング・ノート	—	—	—	—
(9) 読者からの質問	—	—	—	—

※信頼性のある資料を引用することが求められる。

5. 重複投稿: 投稿された研究論文または記事は、未発表で、他誌に投稿中でないものに限る。ただし、学会発表およびその抄録に掲載されたもの、あるいは研究助成に対するものを基に、さらに内容を充実した研究論文に関しては、付記にその旨を記述することを条件に、投稿できるものとする。
6. 原稿様式: 原稿は、以下の要領で作成するものとする。詳細については、本研究会が別に定める「投稿の手引き」に従うこと。
- (1) 原稿は、ワードプロセッサで作成し、A4版縦置き横書き、上下左右の余白2.5cm、1頁30行、1行40字とする。フォントは原則として和文論文では明朝体の11ポイント、英文論文ではTimes New Romanの11ポイントで作成する。
- (2) 総説、原著論文、実践研究、事例研究、研究資料、および実践レポートには抄録を付ける。和文論文には400字以内の和文抄録、英文論文には250単語以内の英文抄録と400字以内の和文抄録を付ける。尚、和文論文および実践レポートの場合には、希望に応じて、論文の最終頁に200~400単語以内の英文抄録を加えることができる。

- (3) 抄録の後に、3～6語のキーワードを、和文と英文の両方で記載する。このキーワードには、題目中にある単語を含めないものとする。また、ランニングタイトル（和文論文では全角20文字以内、英文論文では半角40字以内）を、キーワードの後に記載する。
- (4) 総説の原稿は、抄録を除き、図表、引用文献、注等を含めて全角36,000字以内とし、原著論文、実践研究、事例研究、研究資料、実践レポートの原稿については、同24,000字以内、問題提起の原稿については、同12,000字以内、コーチング・ノート、読者からの質問の原稿については、同6,000字以内とする。図表（写真含む）に関しては、その大きさが刷り上がりと同様になるように作成し、刷り上がり1頁分を全角2,000字と換算する。
- (5) 原稿は、正本原稿と審査用原稿を1部ずつ用意する。正本原稿は、最初に著者情報頁を設け、次に抄録頁、その後に本文頁の順とする。著者情報頁には、研究論文または記事の題目、著者名（共著者名を含む）、すべての著者の所属およびその住所、筆頭著者の連絡先住所、電話番号、E-mailアドレス、謝辞および付記等を記す。改頁後の抄録頁には、総説、原著論文、実践研究、事例研究、研究資料の場合、題目、抄録、キーワード、ランニングタイトルを記す。問題提起、実践レポート、コーチング・ノート、読者からの質問には、キーワード、ランニングタイトルを記す。さらに改頁後の本文頁には、本文、文献リスト、図表（写真含む）のタイトルおよび説明文、図表を記す。図表は1頁に1つの図または表とする。研究論文に関しては、論文題目、著者名、所属、キーワードは和文・英文の両方で記すものとする。審査用原稿には、著者情報頁を含めず、抄録頁の後に、頁を改めて本文頁を記すものとする。
- (6) 本文中の各頁の下中央に頁番号を付けるとともに、左余白に行番号（著者情報を記した頁以外の全頁に通し番号）を付ける。
- (7) 図表は、それぞれに通し番号とタイトルを記し、本文とは別に番号順に一括して記載する。
- (8) 図表は、白黒を原則とし、カラー印刷が必要な場合には、著者が超過分を実費負担する。
- (9) 本文中の文献の記載は、著者・出版年方式（author-date method）とする。文献リストは本文の最後に著者名のアルファベット順に一括して記載する。
7. 投稿方法：上記の規定に則って作成された正本原稿および審査用原稿を、PDFファイルとして保存し、添付書類として、編集事務局のE-mailアドレスに送信する。
8. 論文受付日および受理日：投稿された研究論文または記事が到着し、その旨を投稿者に連絡した日を受付日とし、掲載決定日を受理日とする。なお、投稿規程ならびに手引きに従って作成されていない研究論文または記事は、事務局から投稿者へ返却される。
9. 論文審査：投稿された研究論文または記事は、本委員会編集委員によって査読員2名

以上に審査が依頼される。掲載の可否および掲載時期の判断は、査読員の審査結果を参考に、編集委員が最終的に決定する。掲載が決定された研究論文または記事は、本委員会が訂正を要求した箇所以外に、本委員会の承認なしに変更を加えてはならない。

10. 掲載料金・請求：掲載が承認された研究論文または記事の著者が本研究会会員の場合、6（4）に定める規定以内の分量であれば無料とする。編集委員が投稿を依頼した場合にも、会員・非会員を問わず、無料とする。筆頭著者が会員で共著者に非会員が含まれる場合には、掲載料金を表2の②に基づき、筆頭著者に請求する。筆頭著者が非会員の場合には、掲載料金を表2の③または④に基づき、筆頭著者に請求する。尚、6（4）に定める規定の分量を超えた場合には、表2に基づき、超過料金を筆頭著者に請求する。

表2. 掲載料金

	筆頭著者	共著者	規定頁範囲内	超過頁
①	会員	会員のみ	無料	¥3,000/頁
②		非会員を含む	$¥3,000/頁 \times \frac{\text{非会員数}}{\text{著者数}}$	$¥3,000/頁 \times \frac{\text{非会員数}}{\text{著者数}}$
③	非会員	会員を含む	$¥5,000/頁 \times \frac{\text{非会員数}}{\text{著者数}}$	$¥5,000/頁 \times \frac{\text{非会員数}}{\text{著者数}}$
④		非会員のみ	¥5,000/頁	¥5,000/頁

11. 著作権：掲載された研究論文または記事の著作権は本研究会に帰属する。ここでの研究論文または記事とは、原稿、図表（写真含む）などの掲載されたすべての内容を含む。ただし、研究論文または記事の内容に関する一切の責任は、著者が負うものとする。

附則

- ・この規程は、平成28年12月3日に制定し、平成29年4月1日から施行する。
- ・平成30年3月23日、一部改正。